

埼玉の女性税理士

千葉賀津子
税理士事務所



青色申告特別控除
について

メリット7つ



- Ⅰ 65万円分の控除を増やせる
- Ⅱ 家族への給与を経費にすることができる
- Ⅲ 家賃などを按分して経費にすることができる
- Ⅳ 赤字を3年繰り越せる(個人事業主の場合)
- Ⅴ 30万円未満の固定資産を一度に費用にできる
- Ⅵ 税額控除や特別償却を受けられる
- Ⅶ 貸倒引当金を設定できる

I . 65万円分の特別控除



③ 白色申告

③ 青色申告

Aさん 利益が100万円

白色と青色とどう違うか？

Ⅱ. 白色申告の場合



☞ 例えば税率が20%だった場合は・・・？

☞ 白色申告だった場合は利益の100万円にそのまま税金がかかる

☞ $100万 \times 20\% = 200,000円$

Ⅲ.青色申告の場合



100万円から65万円控除される

$$100\text{万円} - 65\text{万円控除} \\ = 35\text{万円}$$

$$35\text{万円} \times 20\% = 70,000$$

IV.青色申告の条件



- ② 複式簿記にすること
- ② 帳簿書類を備え付けること

会計ソフトで記録

発生主義で計上する事

千葉賀津子
税理士事務所



ご清聴ありがとうございました。